

竹田線 本丸岡（霞の郷・たけくらべ前経由）竹田間

区界停留所	指定停留所
1	丸岡ハスターミナル
2	丸岡中央商店街
3	丸岡高校
4	長畝公民館前
5	長畝小学校前
6	松川
7	城北団地
8	霞の郷
9	三本木
10	与河
11	畑中
12	赤坂
13	霞ヶ丘学園
14	女形谷
15	山久保
16	川上
17	たけくらべ前
18	山竹田公民館前
19	竹田農協前
20	ダム口
21	松多良橋
22	竹田

1. 設定及び実施しようとする運賃の種類、額及び適用方法

(1)種類 普通旅客運賃

(2)額 全線以下のとおり均一とする

一般成人 200円

小学生・中学生・高校生 100円

高齢者(65歳以上) 100円

障害を持つ人(介添え含む) 100円

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示

乳幼児 無料

(3)適用方法

旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする

ア. 普通旅客運賃

旅客が単独で乗車する場合に適用する。

イ. 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は次のとおりとする

A) 身体障害者に対する割引

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規程により

身体障害者手帳の交付を受けている者、及び介護人(当社において介護人を

必要と認める場合)とする。

B) 知的障害者に対する割引

療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日 厚生事務次官通知)に、規定

する知的障害者療育手帳の交付を受けた者、及び介護人(当社において、

介護人を必要と認めた場合)とする。

C) 児童福祉法の適用を受ける者に対する割引

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条及び第41条から第44条までに

規程する諸施設により養護又は保護を受けている者及び付添人(当社において

付添人を必要と認める場合)とする。

D) 精神障害者に対する割引

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)

第45条に規程する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、及び介護

人(当社において、介護人を必要と認めた場合)とする。

運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して

割引をしない。

2. 実施日 : 平成21年9月1日

3. その他 : 65歳以上の利用者に関しては自己申告制とする。

4. その他:平成24年2月11日より休日フリー一切符・いきいき定期・全線フリー・環境定期券の運賃制度の適用